

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年7月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700015号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700016号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年6月26日から同年8月4日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年6月26日から同年8月4日まで

私は、昭和45年3月にB社C支店(適用事業所名は、A社)に入社し、請求期間中に同支店からグループ会社であるD事業所(適用事業所名は、E事業所)にその設立準備のために異動した。人事異動による転勤であり、請求期間も継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B社C支店の請求期間当時の資料を保管しているB社F事業所及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は請求期間においてB社C支店又はグループ会社であるD事業所に継続して勤務し(B社C支店からD事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、E事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、

昭和 46 年 8 月 4 日であることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び B 社 F 事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）で確認できる標準報酬月額から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社本社は、請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 46 年 8 月 4 日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、不明としているが、B 社 F 事業所から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（副）における資格喪失年月日が昭和 46 年 6 月 26 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700016号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700017号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は20万円、請求期間②は15万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月30日

② 平成26年12月22日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、いずれも厚生年金保険料が控除されていたが、同社からの賞与支払届が遅れて提出されたため、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された請求者に係る25年度及び26年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる賞与支給金額及び社会保険料の合計額並びに事業主の陳述から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 3 月 6 日に年金事務所において受理されており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700017号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700018号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は20万円、請求期間②は15万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月30日
② 平成26年12月22日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、いずれも厚生年金保険料が控除されていたが、同社からの賞与支払届が遅れて提出されたため、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された請求者に係る25年度及び26年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる賞与支給金額及び社会保険料の合計額並びに事業主の陳述から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 3 月 6 日に年金事務所において受理されており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700018号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700019号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月30日
② 平成26年12月22日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、いずれも厚生年金保険料が控除されていたが、同社からの賞与支払届が遅れて提出されたため、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された請求者に係る25年度及び26年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる賞与支給金額及び社会保険料の合計額並びに事業主の陳述から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年3月6日に年金事務所において受理されており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700019号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700020号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月22日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、同社からの賞与支払届が遅れて提出されたため、当該期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る26年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる賞与支給金額及び社会保険料の合計額並びに事

業主の陳述から推認できる厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年3月6日に年金事務所において受理されており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700020号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700007号

第1 結論

請求期間①、②及び③については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年10月から昭和51年6月まで
② 昭和52年8月から昭和55年1月まで
③ 昭和55年10月から昭和58年4月まで

私は、A市B支所(当時)で国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたが、国の記録では当該期間は国民年金の未加入期間とされている。C職という不安定な職業に就いたときから将来のことを考え、保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市B支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月30日にA市において払い出されたことが確認できる。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿及びCSVデータ)によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和58年5月26日とされており、オンライン記録と一致する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年10月から昭和58年4月までの期間にA市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

加えて、オンライン記録において氏名索引を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求期間①、②及び③は国民年金の未加入期間とされており、

制度上、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600294号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700021号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD事業所(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社(現在は、G社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年3月20日から昭和49年12月1日まで

② 昭和50年9月11日から昭和53年4月1日まで

③ 昭和56年6月1日から昭和57年1月21日まで

④ 昭和57年9月21日から昭和60年5月1日まで

⑤ 昭和60年7月1日から昭和63年6月26日まで

請求期間①について、私は、中学校を卒業した昭和48年3月からA事業所に学校に通学しながら勤務していたが、請求期間①の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、学校に通う以外は同事業所で勤務していたことから、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので昭和48年3月20日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、C事業所に昭和50年6月から昭和53年3月まで継続して勤務したが、請求期間②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同事業所から学校に入学するための証明書を書いてもらったことを記憶しているので、

昭和 53 年 4 月 1 日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③及び④について、私は、D 事業所に昭和 56 年 6 月から昭和 60 年 4 月まで継続して勤務したが、請求期間③及び④の厚生年金保険の被保険者記録が無い。出産のため休んだ期間はあるが、請求期間③及び④を通じて勤務していたので、昭和 56 年 6 月 1 日を被保険者資格取得年月日、昭和 60 年 5 月 1 日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤について、F 社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支払われていた給与より低額となっている。当時、月額 30 万円以上の給与が支払われていたはずなので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 49 年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①においては適用事業所としての記録が無い。

また、事業所別被保険者名簿において、A 事業所と所在地及び事業主が符合する「H 事業所」が確認でき、当該事業所は A 事業所と同一事業所であったと考えられるところ、H 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 48 年 7 月 1 日から昭和 49 年 6 月 22 日までとされている。

したがって、請求期間①のうち、昭和 48 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日までの期間及び昭和 49 年 6 月 22 日から同年 12 月 1 日までの期間は、A 事業所及び H 事業所のいずれについても厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、B 社は、請求者の請求期間①当時の資料は無く、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間①当時、H 事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者及び請求者が A 事業所において厚生年金保険の被保険者であった期間に当該事業所において被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できた 7 人に照会を行ったところ、5 人から回答が得られ、そのうち 4 人から請求者が当該事業所に勤務していた旨の証言は得られたものの、いずれの同僚からも請求者の勤務期間等について具体的な証言は得られず、請求者の当該事業所における勤務期間を特定できない。

加えて、請求者の A 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所における請求者の資格取得年月日は昭和 49 年 12 月 1 日とされており、オンライン記録と一致している上、請求期間①の一部期間において厚生年金保険の適用事業所であった H 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所において厚生年

金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和50年9月10日にC事業所を離職していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と符合している。

また、オンライン記録によると、C事業所の事業主は特定できない上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、オンライン記録により、請求期間②にC事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる20人に照会を行ったところ、11人から回答が得られたものの、いずれの同僚も請求者を記憶しておらず、請求者が請求期間②に当該事業所に勤務していたことを確認できない。

加えて、C事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日はオンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の処理は認められない。

請求期間③及び④について、E社は、当該期間の資料は無く、請求者の当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和57年1月21日にD事業所で被保険者資格を取得し、同年9月20日に当該事業所を離職していることが確認できるとともに、同年9月21日から昭和58年4月11日までは、「職業に就くことができない期間」とされ、同年5月19日から同年8月16日までは、雇用保険の失業給付が支給されていることから、請求期間③及び④については、D事業所における勤務実態は無かったと推認できる。

さらに、オンライン記録により、請求期間③又は④にD事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる68人に照会を行ったところ、38人から回答が得られたものの、いずれの同僚からも請求者の当該事業所における勤務期間等について具体的な証言は得られず、請求者の当該事業所における勤務期間を特定できない。

加えて、D事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、当該事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日はオンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑤について、G社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書、同標準報酬決定通知書及び同改定通知書によると、各通知書に記載された報酬月額により決定された標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、当該事業所は、請求者の当該期間に係る賃金台帳等の資料は無いとしていることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間⑤当時、F社の事務長であった者及び請求者が名前を挙げた複数の同僚に照会したところ、請求者が主張する給与月額が支払われていたことは考えられる旨の証言は得られたものの、当該事業所の職員の給与は職種又は役職が同じであっても各自で異なっていた旨を証言しており、請求者の給与月額について具体的な証言は得られなかった。

さらに、請求者の請求期間⑤に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において遡及して標準報酬月額の訂正等が行われているなどの不自然な処理は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑤について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600299号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700022号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和48年5月から昭和49年5月まで

② 昭和50年9月から昭和52年8月まで

③ 平成4年2月から平成5年1月まで

④ 平成7年9月から平成8年12月まで

私は、請求期間①はF市にあったA社に、請求期間②はG市にあったB社に、請求期間③はH市にあったC社に、請求期間④はI市にあったJ社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、A社及びB社に該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、請求者が当該事業所が所在したとする地区を管轄する法務局に対し類似名称を含めた照会を行ったが、請求者が記憶している氏名を事業主とする事業所の商業登記簿は見

当たらない。

また、請求者の請求期間①及び②における雇用保険の加入記録は見当たらないことから、当該期間における勤務実態を確認できない。

請求期間③について、C社は当該期間当時の資料が残っていないため請求者が在籍していたか確認できない旨回答している上、請求者の同社における雇用保険の加入記録も見当たらないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間③を含む平成3年5月19日から平成5年3月1日までの期間にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した11人に対して照会したところ5人から回答が得られたが、請求者を記憶している者はいない上、当該照会において請求期間③当時の事務担当者が40歳位の女性であったとの回答があったことから、該当すると考えられる4人に対して照会し全員から回答を得たものの、当該期間当時に事務を担当していたとする者を含む4人全員が請求者を記憶していないことから、請求者の同社における勤務実態等を確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、C社において請求期間③を含む平成3年5月19日から平成5年3月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間④について、請求者は、I市に所在したJ社に勤務しK製品の配送業務をしていたとしているところ、請求者に係る雇用保険の加入記録によれば、請求期間④の一部期間を含む平成8年4月12日から同年7月31日までの期間及び同年9月13日から平成10年6月20日までの期間について、E社において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、E社の閉鎖事項全部証明書によれば、同社は昭和56年6月18日にD社として設立され、目的の欄に「運送業務」及び「K製品の販売業」が確認できる。

これらのことから、請求者が勤務したとするJ社は、D社と考えられる。

また、E社が請求者は平成8年4月12日から同年7月31日までは見習いとして、同年9月13日から平成10年6月20日までは正社員として勤務していた旨回答していること及び雇用保険の加入記録から、請求者は、請求期間④のうち、一部期間はD社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成29年4月1日であり、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、請求期間④当時D社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらない。

また、E社は、請求期間④当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の加入の届出は行っておらず、厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600430号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700023号

第1 結論

請求期間①及び④について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社D事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のA社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のA社F事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦について、請求者のG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年6月11日から同年8月1日まで
② 昭和54年10月1日から昭和55年2月1日まで
③ 昭和55年2月1日から同年6月1日まで
④ 昭和55年6月1日から同年8月1日まで
⑤ 昭和55年9月9日から同年10月1日まで
⑥ 昭和55年10月1日から昭和56年1月1日まで
⑦ 昭和57年10月1日から昭和58年4月1日まで

私は、請求期間①及び④についてはB事業所に、請求期間②についてはC事業所に、請求期間③についてはD事業所に、請求期間⑤についてはE事業所に、請求期間⑥についてはF事業所に、請求期間⑦についてはG社にH職として勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるが、請求期間①から⑦まで

の期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

人事異動通知書及び各事業所に勤務したことが確認できる履歴カードを提出するので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事異動通知書及び履歴カードによれば、請求者は請求期間①及び④についてはB事業所に、請求期間②についてはC事業所に、請求期間③（昭和55年2月1日から同年3月31日までの期間及び同年4月1日から同年5月31日までの期間の連続した使用期間）についてはD事業所に、請求期間⑤についてはE事業所に、請求期間⑥についてはF事業所に勤務していたことが確認でき、当該履歴カード及びG社の回答によれば、請求期間⑦については同社に勤務していたことが確認できる。

請求期間①、④及び⑤について、C事業所から提出された資料である「職員の社会保険関係」によれば、使用期間が1年以下の臨時職員の場合、厚生年金保険法が適用される旨の記載があることが確認でき、A社I部門は、「当該資料の内容は昭和54年当時のA社の事業所全てに適用されていた。」旨陳述しているものの、厚生年金保険法においては、2月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求期間①、④及び⑤における請求者の使用期間はそれぞれ2か月に満たないことから、請求者は厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たさなかったと判断できる。

また、B事業所及びE事業所は請求期間①、④及び⑤当時の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、両事業所とも「使用期間が2か月に満たないため、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届出はしていないと思われることから、厚生年金保険料は給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、B事業所及びE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間①及び④を含む昭和40年8月16日から昭和60年9月1日までの期間にB事業所において、また、請求期間⑤を含む昭和54年11月1日から昭和60年5月10日までの期間にE事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②、③及び⑥について、前述の「職員の社会保険関係」によれば、当該期間は1年以下の使用期間のため厚生年金保険法が適用されることが確認でき、厚生年金保険法においては、被保険者としての適用を除外される要件に該当しない場合、また、2月以内の期間を定めて使用される者が所定の期間を超え引き続き使用されるに至った場合には厚生年金保険の被保険者とするとしていることから、請

求期間②及び⑥の全期間並びに請求期間③のうち昭和 55 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たしていたと判断できる。

しかしながら、A社 I 部門から提出された資料によると、昭和 53 年度から昭和 56 年度までの間に C 事業所、D 事業所及び F 事業所において使用期間が 2 か月を超える H 職が C 事業所は 3 人、D 事業所は 14 人、F 事業所は 8 人確認できるところ、当該 H 職に係るオンライン記録によれば、そのうち C 事業所は 3 人、D 事業所は 6 人、F 事業所は 1 人について、採用された事業所における厚生年金保険の被保険者記録の全部又は一部が確認できないことから、当該各事業所においては使用期間が 2 か月を超えた H 職について厚生年金保険の被保険者資格を取得させない場合があったと推認される。

また、C 事業所、D 事業所及び F 事業所は請求期間②、③及び⑥当時の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、C 事業所及び D 事業所は、「請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届出はされなかったと考えられ、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと思われる。」旨回答している。

さらに、C 事業所、D 事業所及び F 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間②を含む昭和 49 年 8 月 5 日から昭和 59 年 7 月 1 日までの期間に C 事業所において、請求期間③を含む昭和 46 年 4 月 1 日から昭和 58 年 10 月 15 日までの期間に D 事業所において、請求期間⑥を含む昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 59 年 9 月 13 日までの期間に F 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間⑦について、オンライン記録によれば、G 社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、同社は、「当社はこれまで厚生年金保険の適用事業所となったことはない。」旨回答している。

また、G 社の現在事項全部証明書によれば、同社は請求期間⑦において法人であったことが確認できるものの、同社は、厚生年金保険の被保険者資格の要件を満たす従業員の人数について、「従業員の雇用形態は雇用契約書に記載されているが、請求期間の雇用契約書を保管しておらず、ほかに資料が無いため不明である。」旨回答していることから、当該期間当時厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたかどうか確認できない。

さらに、G 社は請求期間⑦当時の資料を保管していないとしていることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、同社は、「資料が無く請求どおりの届出を行ったか不明であるが、J 団体において請求者の加入記録が確認できないことから、同団体へ加入の届出はしていないと思われる。当社は厚生年金保険の適用事業所となったことはないことから、厚生年金保険料に

についても給与から控除していないと思われる。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として各請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。